

日本文化政策学会・学会奨励賞審査委員会規則

【名称】

本賞の名称は「日本文化政策学会・学会奨励賞」とする。

英語名称は、The Japan Association for Cultural Policy Research, Young Researcher Award とする。

【目的】

将来の文化政策学を担う優秀な若手研究者の研究を奨励し顕彰するとともに、日本文化政策学会をさらに活性化するために、本賞を設ける。

【対象・人数】

(1) 学会奨励賞は、日本文化政策学会の目的に合致する、会員の優れた著書、または論文（学位論文や、学会誌『文化政策研究』への投稿論文を含む）を主たる受賞対象とする。学位論文の場合、博士論文を原則とし、学位論文をもとにした刊行物も対象に加える。当該年内（1月1日から12月31日）に『文化政策研究』に掲載された論文も対象とする。受賞候補者が選考時点で非会員である場合には、入会を条件として授与することができる。

(2) 本章の対象となるのは、論文の執筆時において大学院生、または大学院修了後（退学後）10年未満の者（なお、産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などの期間は、10年の期間には含まない）、またはこれらと同等と認められる者の論文・著書とする。

(3) 選考の対象となる論文・著書は、前項(2)で定める受賞資格者が出版した単著論文・著書とする。ただし、共著書・共著論文であって、共著者全員が前項(2)で定める資格を満たしている場合や、共著書のなかの単独執筆章については、選考対象に含めることができる。

(4) 本賞の受賞対象人数は、1～若干名とする。

【応募方法】

(1) 本学会の会員であり、論文の著者が、応募の時点で年会費の滞納がない者が応募できる。

(2) 自薦の場合は、公刊年の翌年1月中に、研究成果報告と論文2部（コピーでも可、データ提出の場合は1部のみ）を学会事務局に提出する。

(3) 他薦の場合は、推薦する会員の氏名と、論文のタイトル、公刊年、発行所、推薦理由を記した書類を公刊年の翌年1月中に学会事務局に提出する。

【審査】

(1) 審査委員会は、日本文化政策学会会長が選任する理事 3～5 名によって構成し、選考委員会ごとに選定する（5 名のうち 2 名は、当該年度の『文化政策研究』編集委員を任命することとする）。選考委員の選定の際には、審査の公平性を考慮し、委員の専門分野が偏らないよう十分に配慮する。

(2) 審査委員長は、審査委員の互選によって選出する。

(3) 審査は、応募終了から 6 ヶ月以内に終え、講評とともに理事会に報告することとする。

(4) 審査にあたっては、以下の視点から、審査を行う。

(ア) 日本文化政策学会の目的にあった研究であるかどうか。

(イ) 今後、研究者として発展可能性があるかどうか。

(ウ) 研究内容に独創性または新規性があるかどうか。

(エ) 研究成果が文化政策の発展に寄与するかどうか。

(5) 候補者の氏名は、表彰時に公表する。

【表彰等】

本賞の受賞者には、日本文化政策学会会長名による賞状を贈呈し、受賞記念講演会を開催する。

表彰は、当該年度に開催する総会にて行う。

【その他】

本規則は、理事会の議決を経て変更することができる。